

長建協発第297号
平成27年10月1日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び
第66条の10第3の規定に基づく医師による面接指導の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり会員専用ホームページへ掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。